

令和5年4月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年4月11日(火)午後2時30分~午後3時30分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	9	山本 官	15	正木 卓夫
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
7	谷崎 容子	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代		

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(7件)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)

第4号議案 非農地証明書の交付について(6件)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(4件)

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和5年4月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号8番 遠地 美千代 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号19番 畠中 温喜 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2~4ページになります。

番号1。土地の表示は、田野川字サバイギ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の58歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から1分ほどの距離となっております。耕作面積は95アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人が季節野菜等を耕作し、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、竹島字ソ子 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の74歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕耘機を所有しているとのことです。申請地は自宅から2時間ほどの距離となっております。耕作面積は139アールとなります。

申請地では現在、柿を栽培しており、取得後も引き続き、譲受人が柿の栽培を続け、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思います。

続きまして、番号3。土地の表示は、双海字石神ノ谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の44歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、

田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から2分ほどの距離となっております。耕作面積は49アールとなります。

現在、申請地では柿および栗の栽培をしており、取得後も引き続き、譲受人が耕作し農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は、古津賀三丁目 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は30歳でこれまで申請地で農作業の手伝い等をしており、今後の農作業への従事日数は年間160日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、草刈り機と小型の耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約4キロの距離となっております。

現在、申請地は文旦等の柑橘類を栽培しており、取得後は譲受人が引き続き果樹類の栽培および管理を続けていき、将来的にはブッシュカンも栽培していきたいとのことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5。土地の表示は、井沢字大窪 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴10年の64歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は30アールとなります。

現在、申請地では文旦等の柑橘類および季節野菜を栽培しており、今後も譲受人が継続して栽培していくということで、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号6。土地の表示は、入田字久栄岸 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴15年の51歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と妻、父、母の4人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から1分ほどの距離となっております。耕作面積は72アールとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培しており、今後も譲受人が継続して季節野菜を栽培していくということで、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は、西土佐津賀字ヲモヤ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴3年の24歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴41年の父、農作業歴27年の母の3人となっております。父・母の農作業への従事日数はそれぞれ年間250日、150日となっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から100メートルほどの距離で、耕作面積は15アールとなっております。

また、申請地は現在米ナスを栽培しており、今後も譲受人とその家族が同じように農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

後川地区担当の山本です。番号1について説明します。3月26日に武井推進委員と、譲受人立会いのもとで現地調査と聞き取りを行いました。事務局から詳しい説明がありましたが、申請地は譲受人の祖母の土地を譲受人のお父さんとその弟が財産分与で分けたもので、弟が亡くなり、その息子から返したいからということで贈与の申し入れがあったということで、今回の申請となっております。譲受人は建設業を弟と2人で営んでおりますが、田野川乙部落で水田を3ヘクタール以上経営している担い手農家ですので、今後もこの土地を畠として管理し、周りに迷惑をかけることがないようにすると言っていたので、問題はないと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員から説明があったように、本日譲受人と山本委員とで現地を確認し、説明を聞きました。現場は、田野川小学校の近所にあたるとこですが、きれいな道路ができており、その道路の山手側に土地が所在しており、そこの土地は大体周囲を見ても低いところにあったように思われまして、この該当地もかさ上げをした状態となっております。かさ上げした状態ですが、行った時にはまだ生産物・耕作物は何もなかったように思います。本人に聞きましたら、贈与が急に分かったことでありまして、今後有効に土地の利用活用をしながら、また雑草等の草管理等もしていくということです。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番・3番・5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

下田地区担当畠中です。2番については売買です。隣接した土地に買受人の息子が先月新築を落成しました。その隣の土地です。新築した土地と売買する農地については、旧所有者と同一ですので、将来的に、現在柿が植わっていますが、息子と一緒に暮らしながら今の土地で農業でもしたいと夢をもっているようです。問題ないと思います。現在柿（果樹）が植わっています。3番は地元の山下建設から借り受けるということで、現在果樹、柿等が植わっています。狭い土地ですが、山下建設が山林を借りているか買っているかというような関係があつたようですが、売買について農業をするということで問題はありません。5番は井沢地区で昔でいえば大規模に農業をやっていた方が高齢になって、贈与を受ける息子が退職を機会に農業をやっていきたいということで、勉強して意欲を燃やしていました。よく知っている親ですので、今現在現況田んぼにしておりますが、畠にして畠の作物を夢見ているようです。問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適當である旨の意見をいただいております。

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

3月28日の夕方に、代理人と会う約束をし、そこで色々調査、確認事項を確認しましたが、それ自体は問題ありませんでしたが、非常にややこしい内容でした。色々確認したところ、現況は登記地目とも田んぼになっていますが、果樹園の状態でした。代理人の母親も同席しております、母親によると、長年畑として使用していましたということですが、代理人の母親と譲渡人は兄弟だそうで、譲渡人は遠くにいて実質全然農作業とかもやったことがなく、高齢になってこの先早めに何とかしたいというようなことで、身内の中でそういう話になったようで、代理人がそれを自分が引き継いでやるかというと、それもなかなか自分も手に負えないというような事などから、代理人の母親からみて孫の譲受人の方と話をされた結果、売買で購入して自分が将来的にはブッシュカンとかを植えていきたいと。当面は今ある果樹とかを草刈りとか管理しながらやっていきながら、将来的にブッシュカンとかを広げてやっていきたいという意向があるということをお聞きしております。そのようなことから、この案件は適當であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

井上委員が詳しく説明してくれたとおりで、問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

3月27日に現地と譲受人の父母と面談しました。父母は現場の経緯、それから田んぼの状態をよく知っていて、話を伺いました。譲受人は畑作を中心に農業をしていて、ここも現状は田とはなっていますが、畑作にするということで、畑にすべく排水の処理とか溝を掘ったりとかしていまして、畑として使うということですので適當だと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

正木委員が詳しく説明したとおり、特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 11番 岡村委員（西土佐津賀地区ほか担当）

3月30日、宮地推進委員と申請地の状況確認と譲受人への聞き取り調査を行いました。当日は譲受人と会えず、譲渡人である父と農地の確認を行いました。農地はすでにきれいに耕されており、米ナスの苗も届いていました。翌日譲受人本人に会うことができ、話を聞くことができました。若い女性ですが、意欲的に農業に取り組んでいるとの話を聞かせていただきました。農業の従事者は本人、父、母の3人で、年間従事日数は全員120日以上のことです。周辺の土地への影響もありません。以上のことから、適当と思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は5ページになります。番号1。土地の表示は、西土佐江川字下大野平 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

3月30日、事務京、本村地区担当の安藤委員と竹村推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、タブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を建築するものです。場所については、JP半家駅より国道381号線に沿ってきたへ2キロメートルほどのところにある農地です。東側と南側は国道、北側は申請人所有の農地、西側は宅地・雑種地となっております。雨水については、自然浸透になり周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。

よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり、転用が許可できる土地ということあります。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号6番 安藤委員（西土佐江川地区ほか担当）

先月30日に推進委員、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。現地は南側が国道で、他の周囲は申請人の土地となっていますので、特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇竹村委員（西土佐江川地区ほか担当）

安藤委員が説明したとおりで問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は6ページ、7ページになります。

番号1。土地の表示は、竹島字ホリ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月27日、事務局と会長で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。タブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、太陽光発電施設の設置のため宅地とするものです。場所については、竹島集会所より南西に約250メートルに位置する農地で、北側は宅地、南側・東側・西側については宅地と雑種地となっています。雨水については敷地内に自然浸透、生活排水については太陽光発電施設のため発生しません。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号2。土地の表示は、竹島字スカバタ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月27日、事務局と会長で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。タブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、竹島集会所より南西に約250メートルに位置する農地で、北側は宅地、南側は公衆用道路、西側および東側は農地ですが、転用についての同意を得ています。排水についてですが、雨水については敷地内に自然浸透させる他、傾斜を利用して排水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽を経由し排水路へ排水する計画となっているため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため第1種農地となりますが、不許可の例外規定である集落接続の住宅等に該当するため、転用が許可できる土地ということあります。

続きまして、番号3。土地の表示は、具同字ミノコシ 以下地番等、申請者転用事由とも議案書記載のとおりです。3月27日、事務局と会長で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、四万十自動車学校より北に約20メートルに位置する農地で、西側は水路、北側は公衆用道路、南側は宅地、東側は宅地と農地ですが、転用についての同意を得ています。雨水については西側水路へ排水、生活雑排水については合併浄化槽を経由して西側水路へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということあります。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19番 畠中委員（下田地区担当）

事務局の説明の通り、3月27日に現地確認を行いました。竹島では住宅地の中に太陽光発電設備を設置するということで、若干の問題が発生する可能性があるなという心配をして現地を見たわけですが、申請者本人をよく知っていて色々確認後も話しました。将来的には、おそらく宅地への転用をするだろうと、そういう不動産的な思惑がある、当然と言えば当然ですが、周囲の生垣、樹木を植えるということですが、樹木が陰になるまでには50年かかるというような問題もありますが、現状では接する住宅での反射光の問題点は距離的にはないわけでありまして、現状問題はないだろうという判断をしました。地主は地区の区長をしている人ですが、問題を持ってこないように話しながらやっていきたいと思います。転用、売買現状問題ないと判断しましたので、許可できると思います。

2番については、津波の予想される浸水地域ですので心配もありますが、かさ上げをかなりしないといけないという話もしましたが、親子関係ですので、子が頑張ってやるだろうということで父親もそういう判断をしたようです。最近も近くに新築された住宅もあります。問題ないと判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明の通りです。現地は荒廃していますが、市道の側溝があるので、そこに合併浄化槽は放水するということです。周辺についても同意があるということですので、問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

3月27日に事務局、会長と現地確認をしました。場所自体も自分の家の近くでよく知っている場所なので、特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案びとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は阿洲波字溝田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月27日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に宅地となっており、課税状況も宅地での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は安並字奥ノ前、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月27日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に宅地となっており、課税状況も宅地での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号3と番号4は関連がありますので、まとめて説明いたします。土地の表示は井沢字五反地、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月27日に会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13～16ページをご覧く

ださい。申請地 834 番は原野、836 番 3 は駐車場および資材置場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、申請地 834 番については平成 19 年時点の航空写真ではすでに原野化しており、836 番 3 については平成 14 年時点の航空写真では既に雑種地となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、申請地 834 番は 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復元が困難な土地であると思われます。また、836 番 3 は人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。なお、番号 3 と番号 4 については、現在農振除外手続き中であり、手続き完了次第、証明書を発行することとします。

続きまして、番号 5。土地の表示は津蔵渕字城下、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 17、18 ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に宅地として使用しており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号 6。土地の表示は西土佐藤ノ川字下土居山、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3 月 30 日に事務局で現地に向かい、藤ノ川地区担当の遠地委員と竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 19、20 ページをご覧ください。現地は草木や竹林が生い茂っている状況です。事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に原野となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番・2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

1 番申請地について報告します。3 月 27 日、農業委員会関係者ならびに申請関係者と現地確認を行いました。当該地は申請者の父が昭和 54 年 1 月、写真のように倉庫兼事務所を建築し賃貸していました。その後空き家になり現在に至っているようです。農地としてこの先復元は困難だと思います。以上のことから、非農地証明については適当と考えます。

2 番ですが、申請地については、写真のように 20 年以上前より一般住宅の庭として耕作放棄され現在に至っているようです。農地としてこの先復元は困難だと思います。以上のことから、非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◆宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

3月27日に事務局、会長、尾崎委員と現地確認をしました。1・2番とも地面をコンクリ、アスファルトのようなもので既に固められていて、この先農地への復元は困難だと思います。以上のことから、非農地証明の交付は適当だと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番・4番の関係委員」お願いします。

◆議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

事務局の説明の通りだと思います。4番目は、四万十川の青のり、青さの製品の加用物産の駐車場として利用されています。農地としては、湿地帯で耕作できるような状態ではありません。適当であります。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◆議席番号5番 加用委員（八東地区担当）

3月27日に事務局、申請者代理人、宮崎推進委員立会いのもと現地確認をしました。この土地については、地元で子供の頃から宅地として使用されている所なので、非農地証明については問題ないとと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「6番の関係員」の遠地委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から意見などはございませんか？

◆竹村委員（西土佐藤ノ川地区ほか担当）

3月30日、事務局、遠地委員と現地確認をしました。申請地の入口から、写真を見ての通りのほぼ竹藪、竹林みたいな状態で復元は不可能という感じでした。非農地の条件は妥当だと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画（案）について議題といたします事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は10ページ、農用地利用集積計画書（案）は11ページになります。

それでは1番と2番について説明いたします。借受人は愛媛県愛南町で柑橘類の果樹栽培を行っている法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの21ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年4月11日から令和15年4月10までの10年となっています。

それでは3番・4番を説明いたします。借受人は西土佐地区において、野菜を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの22ページ・23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は貸付ける農地により令和5年4月11日から令和6年4月10までの1年間となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

この案件は、みかん職人が周囲で相当売買あるいは借地をして、大規模にみかんの栽培をしているところです。両方とも荒れ地に近い状態でしたが、1件は先月売買をした、国営で開発をした農地ですが、その続きです。先日確認をしたところ、既に堤防の刈った草を集積しています。一方は、もう既に準備をしています。大規模にしていますので、重機等もあります。若干、重機の重みで農道の舗装がはがれないかという心配もありますが、改良区の方でも、そのあたりは注意しながら理解を求めていきたいと。現状としては、みかん職人が全体的にこらへを貸借・売買すれば、管理をしてくれるだろうという期待もあります。問題はありません。以上

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「3番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 11 番 岡村委員（西土佐大宮地区ほか担当）

3月30日、宮地推進委員と申請地の現況確認と聞き取りを行いました。申請地の2541番および2601番は田で、既にネギの作付けの為の準備が始まっていました。譲受人は認定農業者で地域の若者の指導的農家でもあり、ネギ栽培は大手スーパーとの契約栽培で、人手があればまだまたネギ栽培の規模を拡大していきたいとのことでした。周辺の農地への影響はありません。以上のことから、適當だと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適當である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適當と認め答申することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

～～

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年4月11日

議長 福田宣彦

署名委員 関中温喜

署名委員 木原宏文